「公共工事における総合評価方式活用検討委員会」の平成19年度報告について (「総合評価方式の改善に向けて ~より適切な運用に向けた課題設定・評価の考え方~」)

> 国土交通省国土技術政策総合研究所建設マネジメント技術研究室 主任研究官 塚原 降夫

1. はじめに

平成17年4月に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」において、公 共工事の品質は、「経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質 が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない」と規定 されており、公共工事の品質確保のための主要な取り組みとして総合評価方式の適用を掲 げている。

国土交通省においては、平成17年5月に「公共工事における総合評価方式活用検討委員会」(委員長:小澤一雅 東京大学大学院工学系研究科教授)(以下、本稿では「委員会」という。)を設置し、総合評価方式のより一層の活用促進に向けた検討を行ってきており、平成17年9月に「公共工事における総合評価方式活用ガイドライン」、平成18年4月に「高度技術提案型総合評価方式の手続について」、平成19年3月には上記ガイドラインの改定版として「公共工事における総合評価方式活用検討委員会報告〜総合評価方式適用の考え方〜」を委員会においてとりまとめてきた。これにより、国土交通省においては飛躍的に総合評価方式の適用件数が拡大し。平成19年度にはほとんどすべての工事において総合評価方式が適用されるに至っている(図ー1)。一方で、これまで適用の拡大に注力してきたこともあり、総合評価方式のより適切な運用を図っていく必要がある。

委員会においては、平成19年度に作業部会を設置し、総合評価方式のより適切な運用に向けて、代表的な工種を例に、工事特性を踏まえた課題設定やタイプに応じた評価のあり方等について検討を進めるとともに、これらの検討の結果を平成20年3月に委員会報告である「総合評価方式の改善に向けて~より適切な運用に向けた課題設定・評価の考え方~」としてとりまとめた。以下では、委員会報告の主な概要について報告する。

|2. 平成19年度委員会報告の主な概要|

- (1)総合評価方式における課題設定・評価の考え方
 - 〇 総合評価方式を適用するにあたっては以下の考え方に基づき、タイプ選定、課題設 定及び評価を行う。
 - 〇 河川・ダム、道路、営繕及び港湾空港の各分野毎に具体的な課題設定・評価の考え 方をとりまとめ、発注担当者に考え方の浸透を図る。
 - 1)技術的難易度評価に基づくタイプ選定
 - 現状では工事規模(予定価格)等により機械的にタイプ選定している傾向が見られる。今後は現在行っている工事技術的難易度評価の結果を活用し、総合評価方式のタイプ選定を行う。(図-2)
 - 技術提案により更なる品質向上を図る必要のある事項がある場合には標準型、な

い場合には簡易型を適用する。

- 標準型においては、課題設定数と個々の課題の難易度を勘案して、作成に一定期間以上を必要とする技術提案を求める場合には標準型(I型)を適用し、求めない場合には標準型(I型)とする。
- 高度技術提案型は「公共工事における総合評価方式活用検討委員会報告〜総合評価方式適用の考え方〜」のフローに基づき選定する。高度技術提案型は、構造上の工夫や特殊な施工方法等を含む高度な技術提案を求めることにより、民間企業の優れた技術力を活用し、公共工事の品質をより高めることを期待するものであり、WTO対象工事等、技術的工夫の余地が大きいと考えられる工事を対象に積極的な適用を図る。(図-3)

2) 工事特性を踏まえた課題設定

- 〇 現状では技術的難易度評価の低い事項が技術提案(施工計画)の課題として設定 される例が見られる。今後は次のとおりに工事特性を踏まえた課題設定を行うもの とする。
- O 簡易型では、簡易な施工計画として特定課題を設定せず、発注者が示す仕様に基づき施工する上でどういう点に配慮して工事を施工するか(施工上配慮すべき事項)について求めるものとする。なお、工事特性によっては、具体的な施工内容・範囲等を指定して、簡易な施工計画を求めることも考えられる。また、設問は1課題を基本とする。
- 標準型では、工事技術的難易度評価の結果をもとに、技術提案により更なる品質 向上を図る必要のある事項について特定の課題を設定し、技術提案を求めるものと する。

3) タイプに応じた適切な評価

- ① 評価の考え方と評価基準
 - 簡易型では、工事の確実な施工に資する施工計画を評価することとし、発注者が示す仕様書通りに施工する上での配慮すべき事項が適切か不適切かを評価(可か不可か)することを基本とする。なお、工事の特性によっては、配慮すべき事項が適切であるものに優劣を付ける(優か可か)ことも考えられる。
 - 標準型及び高度技術提案型では、工事の品質向上に資する技術提案を評価する ことを基本とする。なお、標準型及び高度技術提案型(Ⅲ型)では、施工方法に 係る提案を評価し、高度技術提案型(Ⅰ型及びⅡ型)では、施工方法に加え、工 事目的物そのものに係る提案を評価する。

② 技術提案に係る上限明示

- 適切か不適切かを評価(可か不可か)することが基本であることから、評価方法ならびに評価基準を明示する(上下限は明示しなくともよい)。なお、優劣(優か可か)を付ける場合は、評価方法ならびに評価基準、最低限の要求要件とともに上限の明示を徹底する。また、簡易な施工計画はA4用紙1枚以内を基本とする。
- 〇 標準型及び高度技術提案型では、発注者の意図を明確にし、的確な技術提案の 提出を促すため、評価方法ならびに評価基準、最低限の要求要件とともに、技術

ダンピングを助長させないよう評価の上限(値)を明示することを徹底する。なお標準型では、過度にコスト負担を要する提案がなされた場合においても、より優位な評価とはしないように留意し、その旨を明示する。また、標準型(Ⅱ型)では、各課題に対する技術提案はA4用紙1枚以内を基本とする。

(2) 評価結果の公表方法の統一化

○ 評価の透明性をより一層高めるため、評価結果の公表方法を統一する。

(3) 手続日数の短縮

- 標準型(II型)は、技術提案書の分量を必要最小限とすることにより技術資料の提出期間の短縮を図り、現行の簡易型の手続を踏襲する。なお、標準型(I型)は現行の標準型の手続を踏襲する。
- 高度技術提案型では、より優れた技術提案とするために、発注者と競争参加者の技 術対話を通じて技術提案の改善を行うことを基本とする。ただし、工事内容に応じて 改善が必要ないと認められる場合には、技術提案の改善を行わないことも可能とする。

(4)総合評価方式による効果の検証

- 工事規模に係わらず価格競争に比べ、簡易型における事故の発生率は低い(価格競争7.0%、簡易型1.9%)。(図-4)
- 標準型では、多くの工事において発注者が示す仕様(標準案)を上回る技術提案が 行われており、社会的便益の向上が見られる。(図-5)

(5)継続して検討する課題

1) 加算方式と除算方式の使い分け

- O 加算方式では工事の難易度、規模等に応じて価格と技術の配点を適切に設定する ことにより、品質向上(得点率の向上)と施工コスト縮減(入札率の低下)のバラ ンスがとれた応札が期待できる。
- 一方、除算方式では得点率を上げるよりも入札率を下げる方が高い評価値を得やすいため、競争参加者は品質向上(得点率の向上)よりも、施工コストを下げる技術開発またはダンピングによる応札(入札率の低下)を行う傾向が強くなる。
- 今後、加算方式の試行結果とともに、加算方式と除算方式の概念や評価値算定式 の特性、工事成績評定等による効果の検証、さらに競争参加者の応札行動やダンピ ング等の状況を踏まえながら、加算方式と除算方式の使い分けについて検討してい く。

2) 手続の効率化

- 事後審査型入札方式は、発注者には技術審査・評価に係る事務量の軽減、受注者 には配置予定技術者の確保期間の短縮が期待されることから、簡易型及び標準型に おいて試行に向けて検討していく。
- 二段階選抜方式は、発注者には技術審査・評価に係る事務量の軽減及び期間の短縮、受注者には技術提案に係る負担の軽減、さらに選定された競争参加者が優れた技術提案を提出するインセンティブの向上に繋がることが期待されることから、難易度の高い技術が必要な課題を設定する標準型(I型)及び高度技術提案型における試行に向けて検討していく。

3. おわりに

平成19年度の報告をはじめとして、過去の委員会報告については、国土交通省国土技術政策総合研究所のホームページ(http://www.nilim.go.jp/lab/peg/index.htm)に掲載されているので、ご参照いただきたい。

また、今後も引き続き総合評価方式の実施状況についてフォローアップを行い、適宜必要な改善を検討することにより、総合評価方式の活用促進に努めていきたいと考えている。